

# 神栖市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要

令和8年(2026年)3月改定

令和8年3月  
健康増進部保健予防課

# 神栖市新型インフルエンザ等対策行動計画について

## 計画の趣旨

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第7条の規定に基づき作成する『市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画』(法定計画)。
- 特措法第1条に規定される「新型インフルエンザ等の発生において市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」という主たる目的を達成するための具体的な取組を定めている。

## 改定の目的

- 新型コロナウイルス感染症の対応等で明らかになった課題や関連法改正等を踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる体制の構築を目指す

## 改定における根拠法令

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条

# 神栖市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定のポイント

項目	現計画	改定のポイント
作成／改定	2014年作成	2026年改正(初の抜本的改正)
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス・新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
段階区分  ※発生段階 ↓ 対策段階	<b>【発生段階】</b> ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期(市内未発生期) ④市内発生早期 ⑤市内感染期 ⑥小康期	<b>【対策段階】</b> ①準備期：発生前段階 ②初動期：新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階 ③対応期：・県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 ・県内、市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
平時の準備	未発生期として記載	準備期の取組を充実
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス、 ③情報提供・共有、 ④予防・まん延防止、⑤医療、 ⑥国民生活・国民経済	13項目に拡充 ※ <u>下線項目</u> :改定により新規に追加 (新型コロナウイルス対応で課題となった項目を中心に項目を独立させ記載を充実) ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤ <u>水際対策</u> 、⑥まん延防止、⑦ <u>ワクチン</u> 、 ⑧医療、⑨ <u>治療薬・治療法</u> 、⑩ <u>検査</u> 、⑪ <u>保健</u> 、⑫ <u>物資</u> 、⑬国民生活・国民経済  市行動計画では、このうち、主に県等が主体的に取り組む対策を除く、 ①実施体制、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑥まん延防止、 ⑦ワクチン、⑪保健、⑫物資、⑬市民の生活及び経済の安定の確保、 の7項目を主な対策項目とする。

# 神栖市新型インフルエンザ等対策行動計画 各対策項目の主な取組

項目及び概要	主な取組		
	準備期	初動期	対応期
【第1章】 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県、関係機関等と相互に連携し、実効的な対策を講ずる体制を確保する</li> <li>・平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には必要に応じ市対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき的確に判断、実行する</li> </ul>		
各段階ごとの 主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践的な訓練の実施</li> <li>・市行動計画等の作成や体制整備・強化</li> <li>・国及び県等との連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</li> <li>・迅速な対策の実施に必要な予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本となる実施体制を整備</li> <li>・緊急事態措置の検討等</li> <li>・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制整備</li> </ul>
【第2章】 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断、行動できるようにする</li> <li>・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等を行う</li> </ul>		
各段階ごとの 主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有</li> <li>・双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等への情報提供・共有</li> <li>・県と市の間における感染状況等の情報提供・共有</li> <li>・双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等への情報提供・共有</li> <li>・県と市の間における感染状況等の情報提供・共有</li> <li>・双方向のコミュニケーションの実施</li> </ul>
【第3章】 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療を要する患者数を対応可能な範囲内に収めるため、感染拡大のスピードやピークを抑制する</li> <li>・国や県の要請を受け、まん延防止のための感染対策を強化する</li> </ul>		
各段階ごとの 主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内でのまん延防止対策の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止対策等への協力</li> </ul>

# 神栖市新型インフルエンザ等対策行動計画 各対策項目の主な取組

項目及び概要	主な取組		
	準備期	初動期	対応期
【第4章】 ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種を行うための体制を整備する</li> <li>・市が実施する予防接種の情報に加え、国が提供・共有する情報について、市民へ周知する</li> </ul>		
各段階ごとの 主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンの接種に必要な資材の確保</li> <li>・ワクチンの供給体制整備</li> <li>・接種体制の構築</li> <li>・市民等への情報提供・共有</li> <li>・DXの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンや必要な資材の供給</li> <li>・接種体制の構築</li> <li>・健康被害救済</li> <li>・市民等への情報提供・共有</li> </ul>
【第5章】 保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事において地域の実情に応じた効果的な対策を実施して、市民の生命と健康を保護する</li> <li>・当該感染者等の健康観察や、濃厚接触者を含む自宅療養者等に対する食材支援等の対策に、県等の要請に基づき協力する</li> </ul>		
各段階ごとの 主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体との連携体制の構築</li> <li>・保健所等の健康観察への協力</li> <li>・地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事体制への移行準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察及び生活支援</li> <li>・情報提供・共有、リスクコミュニケーション</li> </ul>

# 神栖市新型インフルエンザ等対策行動計画 各対策項目の主な取組

項目及び概要	主な取組		
	準備期	初動期	対応期
【第6章】 物資	・国、県と連携して、平時から、感染症対策物資等の備蓄の推進等、有事においては物資等の確保とともに適宜配布する		
各段階ごとの 主な対策	・感染症対策物資等の備蓄等	・円滑な供給等	
【第7章】 市民の生活及び経済の 安定の確保	・平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図る ・市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う		
各段階ごとの 主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有体制の構築</li> <li>・支援の実施に係る仕組みの整備</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時の業務継続に向けた準備</li> <li>・物資及び資材の備蓄</li> <li>・生活支援を要する者への支援等の準備</li> <li>・火葬能力等の把握、火葬体制の構築</li> </ul>	・遺体の火葬・安置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活の安定の確保を対象とした対応</li> <li>・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</li> <li>・市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応</li> </ul>